



Title	唐前半期の営州における契丹と靺鞨州
Author(s)	森部, 豊
Citation	内陸アジア言語の研究. 2015, 30, p. 131-157
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/70116
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

唐前半期の営州における契丹と靺鞨州

森 部 豊

はじめに

本稿は、唐前半期（高祖～高宗・則天武后）に営州都督府が管轄した領域内に置かれた契丹の靺鞨州⁽¹⁾を考察対象とし、靺鞨支配下にあった契丹人の具体的様相と唐朝の靺鞨支配の在り方を明らかにするものである。

6世紀から7世紀にかけての契丹と中原王朝との関係は、隋・唐王朝の高句麗遠征と密接な関係がある。すなわち、両王朝は高句麗遠征のために営州の地を通過しなければならず、そこでこの地域にいた契丹をはじめ、奚や室韋、靺鞨などを懐柔し、あるいは統制下に置く必要があったと考えることができる。

6世紀から7世紀はじめの契丹は、部族統合がまだできておらず、大賀氏を中心とする八つの集団が連合する比較的大きな勢力のほかは、中小の集団が分立していたことが、編纂史料の記述から推測できる。618年に唐朝が成立すると、隋末の群雄の割拠が次第に平定され、唐の東北辺の状況も安定していく。すでに隋朝に帰順していた契丹の集団の首領であった孫敖曹は、武徳四（621）年に靺鞨の酋長の突地稽とともに改めて唐へ帰順してきた⁽²⁾。

(1) 唐代の「靺鞨州」は、実際には都護府、都督府、州、県の四等級があるが、慣習的にこれらを「靺鞨州」と総称する。

(2) 靺鞨支配というと、唐朝のイメージが強いが、中原王朝に帰順してきた周辺民族集団の首領を中原王朝がコントロールし、あるいはその首領に中原王朝の官職を付与して間接的に統治するスタイルは、北朝・隋時代からすでに存在していたと考えられる。

唐は孫敖曹の集団を營州城の付近に安置し、孫敖曹には雲麾將軍・行遼州總管⁽³⁾を授けている。貞觀二（628）年には、摩会が部落を率いて帰順してきた。その後、唐の太宗が高句麗遠征で營州の地を通過した際、契丹の君長や老人等に賜物し、大賀氏の首領の窟哥に左武衛將軍を授けている⁽⁴⁾。そして貞觀二十二（648）年には、窟哥が帰順し、そこで唐は松漠都督府を置いて窟哥を左領軍將軍兼松漠都督・無極県男とし、李姓を賜った。

『旧唐書』および『新唐書』地理志の河北道におかれた契丹の羈縻州に関する記載によれば、武徳二（619）年の遼州（後に威州に改名）設置に始まり、貞觀二（628）年の昌州⁽⁵⁾、貞觀三（629）年の師州、貞觀十（636）年の帶州、貞觀二十（646）年の玄州⁽⁶⁾、そして貞觀二十二（648）年の松漠都督府およびその下の九州と、それとは別の彈汗州（後に帰順州と改名）の設置を確認できる（【表1 契丹系羈縻州一覧】参照）。契丹にとっての7世紀は、ばらばらに存在していた大中小の集団が個々に、そして順々に中原王朝に帰順し、それを中原王朝側が、羈縻支配下に組み込んでいった時代といえることができる。

-
- (3) 雲麾將軍は従三品の武散官、遼州總管は刺史に相当する。遼州の規模は不明だが、おそらく等級は中か下だったのだろう。中ならば、遼州總管は正四品上、下ならば正四品下で、いずれも散官より品階が低いので、「行」字を附している。
- (4) このエピソードは、新旧『唐書』の契丹伝に見えるが、年代は書かれていない。太宗の高句麗親征は、貞觀十九（645）年のことなので、この時に窟哥に会ったと推測できる。
- (5) 貞觀二年に入朝した摩会を大賀氏に連なるという見解『遼史』巻58、儀衛志・国杖条、p.918もあるが、新旧『唐書』には、はっきりした記述は無い。貞觀二年に昌州が置かれている事実と考え合わせると、摩会の部落が昌州に羈縻された可能性があるのではないだろうか。
- (6) 玄州に置かれた曲拋の集団も、すでに開皇年間のはじめに隋に帰順してきた李去閭の集団を置いたものであると『旧唐書』巻39地理志はいう。これも孫敖曹の内稽部と同様、唐の建国後、改めて唐朝へ帰順したのであろう。

表 1 契丹系靺鞨州一覧（李尽忠の乱＝696 年以前の設置）

	靺鞨州	県	設置部族	首領	設置年代	西暦	設置場所	折衝府	備考
1	遼州〔総管〕 →威州	威化	内稽部	孫敖曹	武徳 2	619	燕支城 →営州城中	(懷遠府)	貞観元年改名
2	昌州	龍山	松漠部	摩会(?)	貞観 2	628	営州・廃静蕃戍 →三合鎮	帶方府	貞観 2 年に 摩会が入朝。 貞観 7 年, 州 治移動
3	師州	陽師	室韋部	—	貞観 3	629	営州・廃陽師鎮	(遼西府)	
4	帶州	孤竹	乙失革部	—	貞観 10	636	営州界内	—	
5	玄州	静蕃	曲拋の部落	曲拋	貞観 20	646	?	昌利府	開皇の初め, 李去悶の部落 を置く(旧志)
6	松漠都督府		窟哥の部族 (大賀?)	窟哥			営州城内(?)	—	
	7 峭落州	—	達稽部	—			—	—	
	8 無逢州	—	独活部	—			—	—	
	9 羽陵州	—	芬間部	—			—	—	
	10 白連州	—	突便部	—	貞観 22	648	—	—	
	11 徒河州	—	芮奚部	—			—	—	
	12 萬丹州	—	墜斤部	—			—	—	
	13 足黎州	—	伏部	—			—	—	
	14 赤山州	—	伏部	—			—	—	足黎州の伏 部を分置
	15 彈汗州	—	紇便部落	—	?		—	—	『新唐書』契 丹伝に記載 あり
16	歸誠州	—	孫万榮の 部落?	孫万榮	?		?	—	孫万榮は孫 敖曹の曾孫
17	沃州	濱海	松漠部	—	戴初年間	690	営州城内	—	昌州から分 置
18	信州	黄龍	乙失活部	—	万歳通天元	696	?	—	旧志は失活 部とする
(参考) 李尽忠・孫万榮の乱					万歳通天元	696			

(備考)

- 1) 『旧唐書』巻 39 地理志 (旧志), 『新唐書』巻 43 下地理志および本稿で紹介した墓誌にもとづき作成。
 2) 「折衝府」の () 内は, 当該靺鞨州下に設置されたか不明, 筆者の推測による。

唐代の靺鞨州および唐朝の靺鞨政策に関しては、譚其驤 [1990] が秀逸な分析をほどこしており、その後、劉統 [1998] が正史など編纂史料の記述を博搜して専著にまとめ、唐朝の靺鞨政策と靺鞨府州の全体像を描き出している。本稿に関連する唐代営州管内にいた契丹とその靺鞨州に関しては、主に中国大陸の研究者が成果を出しているが、ほとんどが正史などの編纂史料を利用するものである⁽⁷⁾。それに対し、石刻史料を利用した契丹の靺鞨州研究としては、筆者が契丹人の「李永定墓誌」を利用し、李永定が契丹系靺鞨州の玄州から分かれ出た青山州刺史と玄州に置かれた軍府の折衝都尉を兼任していたこと、彼が部落民を率いて范陽節度使に従属していたことを明らかにした [森部 2010, pp. 80-86]。しかし、それはもともと営州にあった靺鞨州が幽州付近に移された後の 8 世紀前半の事例であり、7 世紀の営州に置かれた靺鞨州の実態は依然として不明瞭なままであった。『旧唐書』『新唐書』地理志などには、個々の靺鞨州に編成された遊牧集団の部族名や所在地は記録されるものの、靺鞨州の官制とその官職に就いていた人々の具体像、靺鞨州における契丹人の生活などについては、ほとんど記録が無いからである。

ところが 20 世紀後半から、このような史料状況に大きな変化が生じてきた。遼寧省朝陽市で隋唐時代の墓誌が陸続と発見され、そして 21 世紀になると『遼寧碑志』（遼寧人民出版社、2002 年）と『朝陽隋唐墓葬発現与研究』（科学出版社、2012 年）が刊行され、それらの墓誌をまとまった形で見ることができるようになったのだ。また、筆者は、2014 年 11 月 20 日と 21 日の二日間にわたって遼寧省朝陽市博物館を調査し、朝陽で出土した唐代の墓誌を実見する機会を得たが、そこには、上記二書に収録されない墓誌も公開展示されていた。

⁽⁷⁾ 管見の限りでは孟憲君 [1987]、程尼娜 [2002]、王成国 [2004]、周加勝 [2007]、任愛君 [2008]、李曉明 [2013]、任愛君 [2013]、劉治川・肖忠純 [2014] などを挙げることができるが、中には正史などの記述を現代中国語に置き換えただけというものもある。その中で任愛君 [2008] は、部分的に石刻史料を利用している。また、唐代の契丹に関する国内外の研究動向を簡潔にまとめたものに、岡本優紀 [2015] がある。

そこで本稿では、上記二書に紹介された墓誌と博物館で公開展示されている墓誌を利用し⁽⁸⁾、まず、これらの墓誌を同姓一族ごとにまとめ、その内容を簡単に紹介しながら彼らの出自を推定し、あわせて婚姻関係など墓誌から得られる情報を整理する。そして、そのうえで7世紀の営州管内の靺鞨州における契丹人の姿を明らかにし、あわせて唐朝が営州の契丹人をどのように支配していたのかを考察していくものとする。

1. 孫氏一族

2003年、遼寧省朝陽市区の南部、珠光広場の南300mほどのところにある繊維工場の跡地から、17基の唐代の磚室墓が発見され、そこから「孫道墓誌」「孫則墓誌」「孫忠墓誌」の3基の墓誌が出土した。これらの墓誌は、現在、朝陽市博物館で公開展示されている。

まず、この3基の墓誌を解説しておきたい。「孫道墓誌」は、拓本写真・録文ともに未発表である。墓主は孫道であるが、墓誌文の記述が不十分であり、本当の墓主が誰なのか、よくわからない⁽⁹⁾。墓誌蓋には「孫君墓誌」とのみ

(8) 本稿では、朝陽市博物館で公開展示されている唐墓誌を利用するが、その写真、拓本、録文などは、まだ紙媒体上では発表されていない。そのため、それら墓誌の一部分の引用・紹介とし、全体像については、将来、あらためて発表するものとした。

(9) 【参考史料】孫道墓誌

大唐故燕郡沙城縣主簿孫君墓誌銘并序

君諱道，字君政，營州昌黎人也。……曾祖□，周驃騎大將軍・冀州刺史，……祖道，齊留・慎二縣令……屬隋□未□授公燕郡沙城縣主簿……以大業十三（617）年遭疾□留卒於私第。春秋冊有一。……大唐龍朔元（661）年歲次辛酉十一月壬辰朔十一日□葬於營州城南五里其北也。……嗣子孝員等……。

誌題には「大唐故燕郡沙城縣主簿孫君墓誌銘并序」とあり、誌文冒頭は「君の諱は道，字は君政，營州昌黎の人なり」と記される。これから、朝陽市博物館は本墓誌を、孫道の墓誌としている。誌文の後文には「曾祖の□，周の驃騎大將軍・冀州刺史たり」「祖の道，齊の留・慎二県令たり」と見え、墓主の名と祖父の名が一致することとなる。ところが、その後の誌文からは、父の名や墓主本人の名も出てこない。実は、「孫道墓誌」は、その曾孫にあたる孫忠が龍朔元年に営州城の南に埋葬

記される。

次に「孫則墓誌」であるが、これは拓本写真・録文ともに公表されている（『朝陽隋唐墓葬発現与研究』, pp. 14-17）。墓誌蓋には「唐故明威將軍左驍衛懷遠府折衝都尉上柱国沔陽縣開國公孫君墓誌銘」と刻され、誌題はない。この墓誌石の状態は良く、文字もはっきりと読める。誌文はやや長文で、誌文の一部と銘文が墓誌蓋の裏側に刻されている。現在、朝陽市博物館では墓誌を壁にはめ込んで公開展示しているため、「孫則墓誌」のうち、墓誌蓋裏側の部分は直接見ることはできない。

最後に「孫忠墓誌」であるが、これは拓本写真・録文ともに未発表である。墓誌蓋には「孫君墓誌」とあり、誌題には「大唐故松漠都督府司馬孫君墓誌銘并序」と記される。この墓誌石は、状態が悪くなく、博物館で直接見ても、字の判別が難しい。

された際に作成され、同時に孫道の墓も新たに造営されたものである。「孫道墓誌」の該当箇所に「(墓主) 大業十三年を以て、遭疾□留し、私第において卒す。春秋卅有一。……大唐龍朔元年歲次辛酉十一月壬辰朔十一日、營州城南五里之其の北に□葬するなり」と記される。この埋葬年月日と埋葬地は、孫忠のそれと合致する。すなわち、「孫道墓誌」は、孫忠と同世代か、その次世代の孫一族が、孫道の事績を追述したものと考えることができ、誌文もその世代からの視点で撰述されたのではないだろうか。それゆえ、彼らから見て「祖父の孫道」がこういった人物であった、と誌文に書いたとすれば、この墓誌の奇妙さも、理解できる。しかし、それでも問題は残る。誌題に見える官職に関する誌文中の記載である。孫道が北斉の留・慎二県令となったという記述の後に、「属隋□未□、公に燕郡沙城県主簿を授く」とあり、墓誌をそのまま読むと、孫道が「燕郡沙城県主簿」となったことになる。しかし、「孫忠墓誌」が記載する系譜では、「曾祖の道、^{ミツ}齊、留・慎二県令を任ず。又、苞信県令を任ず」とあり、続けて「祖の政、^{ミツ}隨、燕郡沙城県主簿を任ず」とあって、「孫道墓誌」として公開展示してある当該墓誌は、本当は、「孫道・孫政兩人墓誌」という性格をもったものなのかもしれない。あえて想像するならば、この墓誌の冒頭に「君の諱は道、字は君政」とあるのは、孫道と孫政の兩人を混同し、一人の人間にしてしまったための記述かもしれない。いずれにしても、現在「孫道墓誌」とされているものは、注意しなければならず、将来、拓本写真と正確な録文が公表された時に改めて考察する必要がある。

以下、「孫則墓誌」と「孫忠墓誌」の記述を比較しつつ、本貫、系譜、墓主の職歴（一部事績）、没年、埋葬地を提示し、読み解いていきたい。

【史料 1】孫則墓誌⁽¹⁰⁾

君諱則，字孝振，營州柳城人也。……祖彥道，齊留・愼・苞信三縣令。……父會，本州州都江王府參軍。……（君）武德四（621）年，起家遼州惣管府典籤，……俄轉參軍。貞觀五（631）年，改授北黎州昌黎縣令。四（630）年奉勅使招慰延陟・拔曳等諸國君，諭以威恩之義，示以禍福之規。莫不順風而靡，隨流而化。至六（632）年，將諸蕃長，并其地圖入京，奉見蒙恩。詔曰：昌黎縣令，遠使絕域，克展勤勞，宜典禁旅用申榮。擢可游擊將軍・右驍衛懷遠府左別將，賞物五百段。……至十九（645）年，扈從東行，爲左二軍惣管。于時，躬先士伍，親決六奇，攻無所守，戰無所拒。詔授上柱國・沔陽縣開國子，賞物四百段・口一十五人，進爵爲公，食邑五百戶。復以藩情愛樂，令押契丹。尋授松漠都督府長史。永徽五（654）年，有詔，以君毅烈，居心幹能，表用早司禁旅亟陪戎律，加授明威將軍・本府折衝都尉，餘官如舊。……以永徽六（655）年五月一日薨于家第，春秋六十有七。卽以其年十月七日永窆于柳城西南五里之平原。嗣子上柱國國玄凝，第二子玄巖，第三子玄榮，第四子玄成，昆季等……

孫則の墓誌からは、彼が契丹人であるという直接の情報は得られない。ただ、彼の官職歴を見てみると、

武德四（621）年，遼州惣管府の典籤より起家す。……俄にして参軍に転ず。貞觀五（631）年，改めて北黎州昌黎県令を授かる。……（六（632）年）擢して游擊將軍・右驍衛懷遠府左別將とすべし。……契丹を押せしむ。尋いで松漠都督府長史を授かる。

⁽¹⁰⁾ 拓本写真・録文は、『朝陽隋唐墓葬発現与研究』（pp. 15-17）参照。

とあって、彼が契丹人である可能性が高いことを示している。以下、この点を考察してみよう。

孫則の官歴は遼州惣管府の典籤からはじまる。遼州とは武徳二（619）年に帰順してきた契丹の内稽部落を置いた羈縻州と考えることができる⁽¹¹⁾。武徳三（620）年に、河東にも遼州が置かれているが、孫則が「営州昌黎の人」であり、彼がその後に就いた官職も営州管内の羈縻州のものであることから考えれば、河東に置かれた遼州は排除できよう。

武徳二年の段階での遼州惣管（総管）が誰だったのかは分からないが、『旧唐書』契丹伝によれば、武徳四（621）年に大賀氏系の集団とは別の契丹集団の首領である孫敖曹が唐朝に帰順して遼州総管になっている⁽¹²⁾。両『唐書』地理志の記載する遼州の設置年代と、『旧唐書』契丹伝が伝える孫敖曹の遼州総管任命時期にはズレがあるが、これは、孫敖曹とその集団（内稽部）は、隋代にすでに中原王朝へ帰属しており、唐初になって、内稽部を改めて遼州という羈縻州として置き、そしてその後に首領の孫敖曹を総管に任じたと考えておきたい。それはともかく、孫則の初任官の遼州総官府の典籤とは、契丹の内稽部を置いた羈縻州の属官ということになり、このことから孫則は契丹の内稽部に属す者であると考えることができる。もう一步、推測を推し進めるのならば、その姓（孫）から、孫敖曹の同族の可能性もあるだろう。

ところで、孫則は貞観五（631）年に北黎州昌黎県令を授かっている。北黎州は、もとは崇州といい、武徳五（622）年に奚の可汗部落を置いた饒楽郡都督府を、崇州と鮮州に分けたものである。北黎州の名は貞観二（628）年もし

(11) 『旧唐書』巻39、地理志・河北道、p. 1522.

威州。武徳二年、置遼州總管。自燕支城徙寄治營州城内。七年、廢總管府。貞觀元年、改爲威州。隸幽州大都督。所領戸、契丹内稽部落。

『新唐書』巻43下、羈縻州・河北道・契丹州、p. 1126.

威州。本遼州。武徳二年以内稽部落置。初治燕支城。後僞治營州城中。貞觀元年更名。

(12) 『旧唐書』巻199下、契丹伝、p. 5350.

又契丹有別部酋帥孫敖曹。初仕隋爲金紫光祿大夫。武徳四年、與靺鞨酋長突地稽俱遣使内附。詔令於營州城傍安置。授雲麾將軍・行遼州總管。

くは貞観三（629）年から貞観八（634）年までの間、使われていた。その治所は営州城の東北にあった廢陽師鎮に置かれ、北黎州のもとに昌黎県が置かれていた⁽¹³⁾。では、なぜ契丹の内稽部の孫則が奚の靺鞨州の北黎州が領す昌黎県の令を務めていたのだろうか。当時の靺鞨政策に、ある種族の間を、異なる種族の靺鞨州の属官に任じるという事例が普遍的にあったのだろうか。

ところで、気になるのは、この北黎州の治所が置かれた廢陽師鎮である。ここには貞観三（629）年に契丹を置いた師州という靺鞨州の治所も置かれているのである⁽¹⁴⁾。つまり、貞観三年から八年の間には、営州城の東北にあった廢陽師鎮には、奚の北黎州と契丹の師州が「同居」していたことになる。譚其驤〔1990〕は、営州管内に置かれた靺鞨州の一部には、異なる種族が混浴しているものもあると指摘しているが、この廢陽師鎮という空間も、それに似たような状況にあったのかもしれない。つまり、そこには、同時期に契丹の靺鞨州庁の師州と奚の靺鞨州庁の北黎州の二つの「役所」が同居していたのだ。そこに契丹人の孫則が「北黎州の昌黎県令」として派遣された謎を解くヒントがありそうだが、現段階ではこれ以上の考察は保留しておきたい。

ところで墓誌によれば、孫則は「北黎州の昌黎県令」となる前年の貞観四（630）年に「延陁・拔曳」に使者として赴き、それらの唐への入朝に一定

(13) 『旧唐書』巻39, 地理志・河北道, pp. 1522-1523.

崇州。武徳五年, 分饒樂郡都督府置崇州・鮮州, 處奚可汗部落, 隸營州都督。……昌黎（縣）。貞観二年, 置北黎州, 寄治營州東北廢楊師鎮。八年, 改爲崇州, 置昌黎縣。（後略）

『新唐書』巻43下, 地理志・靺鞨州・河北道・奚州, p. 1126.

崇州。武徳五年析饒樂都督府之可汗部落置。貞観三年更名北黎州, 治營州之廢陽師鎮。八年復故名。……縣一, 昌黎。

(14) 『旧唐書』巻39, 地理志・河北道, p. 1523.

師州。貞観三年置, 領契丹室韋部落, 隸營州都督。……陽師（縣）。初, 貞観置州於營州東北廢陽師鎮, 故號師州。（後略）

『新唐書』巻43下, 地理志・靺鞨州・河北道・契丹州, p. 1127.

師州。貞観三年以契丹・室韋部落置, 僑治營州之廢陽師鎮。……縣一, 陽師。現行の新旧『唐書』地理志の標点は引用の通りであり、師州に置かれたのが契丹の中の室韋部落であったのか、契丹と室韋が混ざっていたのかよくわからない。譚其驤〔1990〕は、後者の説をとるが、筆者は前者で解釈しておきたい。

の役割を果たしたことから游撃將軍・右驍衛懷遠府左別將を授けられている。この年は、東突厥が唐に滅ばされた年であり、東ユーラシアの構造が大きく変化した時である。

孫則は、その後、貞觀十九(645)年に高句麗遠征に従軍し、「左二軍惣管」として従軍し戦功をあげた。これは貞觀十八(644)年に李勣を遼東道行軍大総管とし、營州經由で陸路、高句麗を遠征した時に合致する。そして、貞觀十九年には太宗も親征している。この高句麗遠征で戦功をあげた孫則は、「上柱国・沔陽県開国子、賞物四百段・口一十五人」を賜り、爵位を公に進め、食邑五百戸となった。そしてその後、年代は記載されていないが、松漠都督府の長史になっている。松漠都督府は貞觀二十二(648)年の設置であるから、おそらくその時であろう。そして、永徽五(654)年に明威將軍と懷遠府折衝都尉を加えられ、翌永徽六(655)年、67歳で亡くなった。

では、次に孫忠墓誌の内容を見てみよう。

【史料2】孫忠墓誌

大唐故松漠都督府司馬孫君墓誌銘并序

君諱忠，字孝緒，營州昌黎人也。……曾祖道，齊任留・慎二縣令。又任苞信縣令。……祖政，隨任^{ママ}燕郡沙城縣主簿。……遂授^{ママ}君上柱國・輕車都尉・右驍衛懷遠府校尉。以君幹濟可稱清能□□。命君授懷遠府司馬。□猛□舉□□逢施譽藹戎昭聲聞帝門。又授君松漠都督府司馬。時烏□不靜，遼碣□慕。君與營州都督程名振共領驍雄同將猛□□……以顯慶六(661)年正月十八日奄指館舍。春秋五十有九。夫人韓氏。……大唐龍朔元(661)年歲次辛酉十一月壬辰朔十一日□□合葬於營州城南五里……

孫忠の墓誌からは、彼が契丹人であるということを推測できる記述はほとんどない。ただ、孫忠墓誌と孫則墓誌に記載される系譜を復元し比較してみると、孫則の祖父の彦道と、孫忠の曾祖父の道は、名が一字異なるが、官職が「齊の留・慎・苞信県令」で一致しているから、同一人物とみなせよう(【図1 孫氏系図】参照)。すなわち、孫則と孫忠は一族であると断定できる。また、

孫忠は、孫則と同じ懷遠府の職に就き、松漠都督府の属官にもなっていることから、契丹人であると結論付けることができる。

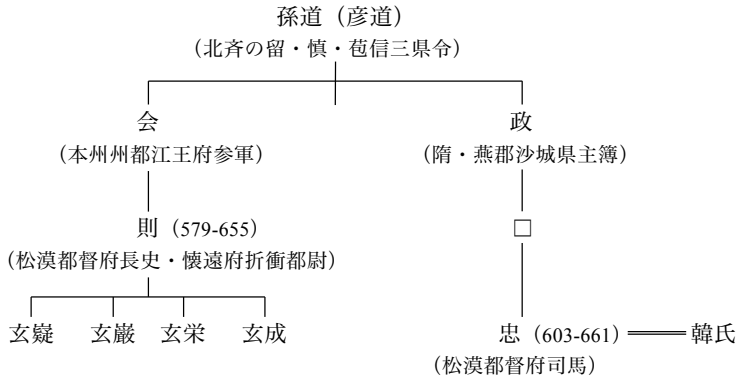


図1 營州昌黎孫氏系図

2. 駱氏一族とその婚姻関係

次に駱氏について考察を加えたい。1988年、朝陽市双塔区八里堡郷中山營子村の南にある朝陽市農業学校で古墓が1基発見され、そこから墓誌が出土した。墓誌蓋には「大周故果毅駱君墓誌」とあり、誌題には「大周故左金吾衛遼西府果毅都尉上柱國駱府君墓誌銘」とある⁽¹⁵⁾。まず、この駱英の種族を考察してみよう。

【史料3】駱英墓誌

（前略）公，諱英，字義弘，昌黎孤竹人也。曾祖農，即祖俱，……並隨任充光祿大夫・本蕃首領。公遠略深謀，騁神驥置於千里，臨危制勝，仰齊

⁽¹⁵⁾ 拓本写真と録文は『朝陽隋唐墓葬発現与研究』（pp. 70-72）に掲載。墓誌は現在、朝陽市博物館が所蔵し、公開展示している。

足而並馳。又能東滅淮夷，北殲獯⁽¹⁶⁾虜。……總章二（669）年，授上柱國。其三月，授遼西府左果毅都尉。……永淳元（683）年臘月十八日薨於私第。春秋五十有八。……以長壽二（693）年八月十五日送葬於營州城南九里，即先□之舊域也。……嗣子務貞，次子務果，次子務獻。（後略）

駱英墓誌から得られる情報では、曾祖父の農と祖父の俱が「本蕃首領」であったことが記されるものの、その種族は不明である。駱英が称する「昌黎孤竹」という本貫について、昌黎は上で見たように奚を置いた崇州に属した県名として見え、また孤竹は契丹を置いた帶州下に属す県名として確認できる⁽¹⁷⁾。ただ、本貫の記載であるので、「昌黎」は州に相当すると考えられる。唐の營州には北魏の時に昌黎郡が置かれており、その古名を反映したものとみなすことができる。

ところで、朝陽市博物館にはもう一つ、駱氏の墓誌が展示してある。墓誌蓋には「大唐駱府君墓誌之銘」とあり誌題は「大唐故遊撃將軍左金吾衛遼西府折衝都尉駱府君墓誌銘并序」とある。墓主は駱本という。ただ、この墓誌の出土年と出土地は、朝陽市博物館のキャプションによれば不明である。また、朝陽市博物館が所蔵し、公開展示はしているが、拓本写真・録文ともに発表されていない。今、墓誌文のうち、関連部分を示すと以下のようになる。

【史料 4】駱本墓誌

大唐故遊撃將軍左金吾衛遼西府折衝都尉駱府君墓誌銘并序

公，諱本，字道生，昌黎孤竹人也。……曾祖俱，^{マツ}随光祿大夫・當蕃大首領。……祖國，随左光祿大夫・當蕃大首領。……父弘，唐雲麾將軍・左金吾衛遼西府折衝・上柱國・広寧郡開國公。……（公）儀鳳三年起家授游撃將軍・守左金吾衛遼西府折衝都尉。……公遂領當府兵，擇甲冑征裏糧晨赴□團退……以調露二（680）年十月廿五日終於私第，春秋四十有二。

(16) 原墓誌は「獯」とす。

(17) 『新唐書』卷 43 下，地理志・羈縻州・河北道・契丹州，p. 1127.

帶州，貞觀十年以乙失革部落置。僑治昌平之清水店。縣一，孤竹。

……大周長壽二（693）年八月十三日葬於先君之舊塋。禮也。夫人昌黎孫氏，唐雲麾將軍・左金吾衛帶方府折衝都尉之女也。（後略）

これによれば、曾祖父の俱と祖父の国とが「當蕃大首領」であったことがうかがえるものの、駱英墓誌と同じく種族の特定には至らない。しかし、駱本の夫人である昌黎の孫氏の出自が記され、それには「唐雲麾將軍・左金吾衛帶方府折衝都尉之女」とある。夫人の父の名は不明であるが、彼が帶方府の折衝都尉であったことが明記される。

ところで「帶方府」という軍府名は、『新唐書』地理志には載せていないが、幸いなことに「帶方府」を記した別の石刻史料がすでに発見されている。それは「張積善墓誌」である。その誌文に、

公，諱は積善，字は余慶，南陽白水の人なり。父，昌州帶方府果毅仁倫の子なり。

公，諱積善，字餘慶，南陽白水人。父，昌州帶方府果毅仁倫子也。

とある⁽¹⁸⁾。昌州とは貞觀二（628）年に契丹の松漠部落を営州城の東北にあった廢靜蕃戍に置いた靺鞨州である⁽¹⁹⁾。すなわち、帶方府は契丹の靺鞨州に置かれた軍府である。その折衝都尉であった昌黎の孫某が契丹人であったことは、ほぼ間違いない。というのは、これと似た事例がすでにあるからである。

それは、筆者〔森部 2000〕が考察した、青山州刺史の李永定という人物が玄州におかれた昌利府という軍府の折衝都尉に就いている事例である。玄州は貞觀二十（646）年に帰順した契丹を置いた靺鞨州で、青山州というのはそ

(18) 「大唐故朝散大夫行幽州都督府薊縣令南陽白水張公墓誌并序」。（『洛陽出土歷代墓誌輯繩』，中国社会科学出版社，1991，p. 511）

(19) 『旧唐書』卷 39，地理志・河北道，p. 1525.

昌州。貞觀二年置，領契丹松漠部落，隸營州都督，……龍山（縣）。貞觀二年，置州於營州東北廢靜蕃戍。七年，移治於三合鎮。

の玄州から景雲元（710）年に分かれたものである。青山州という契丹系の羈縻州の刺史職にある李永定が契丹人であることは間違いない⁽²⁰⁾。その彼が、玄州におかれた軍府の折衝都尉であったことから類推すれば、契丹を置いた昌州にあった帶方府の折衝都尉であった昌黎の孫某も契丹人であり、かつ首領かそれに準ずるクラスの契丹人であったのではなかろうか。さらに推測を一步すすめれば、先にみた孫則や孫忠に連なる一族の可能性もあるだろう。そのような契丹人孫某の娘と結婚した駱本も契丹人、それもある集団の首領クラスの契丹人とみなせよう。

この駱氏を契丹人と推測するもう一つの根拠がある。駱英の息子たちの名は、誌文によれば務貞、務果、務猷である。ところで、万歳通天元（696）年に松漠都督の李尽忠と帰誠州刺史の孫万栄が営州を落として唐朝に反旗を翻す事件が起こった。その後、李尽忠が亡くなると、契丹は突厥の默啜の攻撃も受けてダメージを受けるが、孫万栄が余衆を集めた。その時のこととして『旧唐書』巻199下、北狄伝・契丹条[p. 5351]に、

俄にして李尽滅（李尽忠）死すれば、〔孫〕万斬（孫万栄）其の衆を代領す。万斬は又別帥の駱務整・何阿小をして遊軍前鋒と為し、冀州を攻陥し、刺史の陸宝積を殺し、官吏子女数千人を屠せしむ。

俄而李盡滅死，萬斬代領其衆。萬斬又遣別帥駱務整，何阿小爲遊軍前鋒，攻陷冀州，殺刺史陸寶積，屠官吏子女數千人。

とあり、孫万栄の麾下に駱務整という将軍がいたことが記される。駱務整は「〔李〕楷固・〔駱〕務整、並に契丹李尽忠の別帥なり」⁽²¹⁾と記されるように、もともと契丹に属していた軍将であり、契丹の部落の首領クラスの人物と考

(20) 李永定の曾祖父は「本蕃大都督兼赤山州刺史」、祖父は「玄州刺史」、父は「玄州昌利府折衝」であり、曾祖父と祖父は契丹系羈縻州の刺史職にあり、父は契丹系羈縻州に置かれた軍府の折衝都尉であり、明らかに契丹人である〔森部 2010, pp. 67-68〕。

(21) 『旧唐書』巻 89, 狄仁傑伝, p. 2893.

えていいだろう⁽²²⁾。この駱務整は駱英の息子と同じ「務」の字を有することから、ここで取り上げた駱氏一族の一員である可能性があると考えられる。このことから、駱本・駱英も契丹人である可能性が高いと推測できるのである。

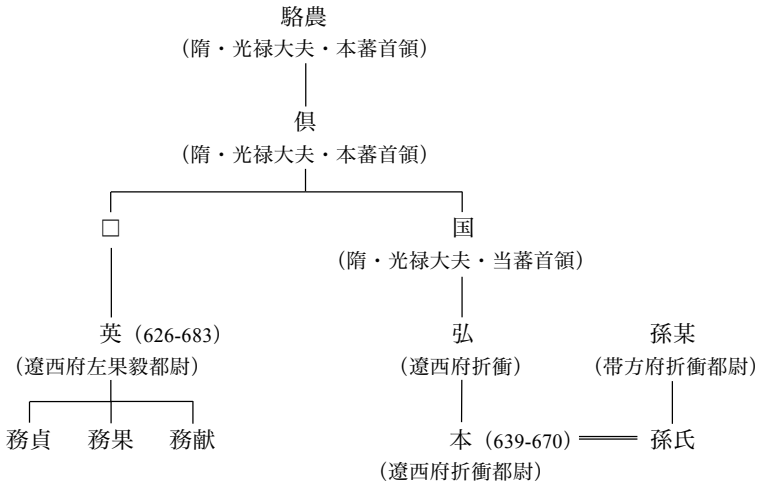


図2 駱氏系図

3. 高英淑とその婚姻関係

次に高英淑について検討してみよう。高英淑墓誌は、1975年に朝陽市西大

(22) 李楷固と駱務整は、孫万榮の死とともに唐朝へ降伏し、狄仁傑の奏請によってその罪を許された。李楷固は左玉鈐衛將軍、駱務整は右武威衛將軍となり、契丹の殘党の討伐の任にあたった〔『旧唐書』卷 89, 狄仁傑伝, p. 2893; 『資治通鑑』卷 206, 則天后久視元年, 六月条, p. 6547〕。駱務整の消息は途絶えるが、李楷固については、その息子の李承悦が檀州刺史・密雲軍使を務め、孫の李景略が幽州功曹から朔方節度使や靈武節度使の幕職官などを歴任し、最終的には豊州刺史・天德軍西受降城都防禦使となり、貞元二十年に 55 歳で亡くなったことが判明する〔『旧唐書』卷 152, 李景略伝, pp. 4073-4074〕。

営子郷河南村で出土し、現在は朝陽市博物館が所蔵し公開展示されている。拓本写真については管見の限りにおいては確認できていないが、録文は『遼寧碑志』(pp. 103-104)に収められている。墓誌蓋には「大周遼西府折衝故夫人高氏墓誌之銘」とある。墓誌には高英淑の家系と夫人の美德が書かれている。今、その家系に関する部分を中心に抜き出してみると、以下のようになる。

【史料 5】高英淑墓誌

大周游騎將軍左金吾衛遼西府折衝都尉故夫人高氏墓誌銘并序
夫人諱英淑，昌黎孤竹人也。……曾祖會，魏金紫光祿大夫・本蕃大首領。
……祖農，隋雲麾將軍・右武侯中郎將・本蕃大首領。……父諱路，唐銀青光祿大夫・行師州刺史諸軍事・上柱國・安陵縣開國公・食邑五千戶。
……(夫人)天授二(691)年正月廿三日終於綺帳，春秋四十有九。……
以延載元(694)年歲次甲午十月辛亥朔十日庚申，葬於柳城西南一十五里之平原。(後略)

これによれば、曾祖父の高会と祖父の農が「本蕃大首領」であつたと記され、父の高路の官職で、誌文には「行師州刺史諸軍事」と記される。師州とは、貞観三(629)年に契丹を置いた靺鞨州であり、先にみたように奚の可汗部落と同じ営州の東北にあった廃陽師鎮に置かれた〔脚注(14)参照〕。つまり、高英淑は契丹人であり、唐に帰順した後、師州にいたことがわかる。彼女が嫁いだのは「游騎將軍左金吾衛遼西府折衝都尉」という人物だが、姓名は不明である。これについては、後に考察する。

4. 契丹靺鞨州に関するその他の新史料

以上、孫氏、駱氏、高氏を取り上げ、その種族と婚姻関係を考察したが、ついでそれ以外の人物の墓誌を紹介し、営州における契丹人の姿を浮かび上がらせていきたい。

(1) 張狼

2004年、朝陽市区の西南部の愛民路の南、新興街の東の建築現場（博物館のキャプションでは軍供糧站）で古墓が発見され、そこから張狼墓誌が出土した。現在、墓誌は朝陽市博物館が所蔵し、公開展示されている。また、拓本写真と録文は『朝陽隋唐墓葬発現与研究』（pp. 28-29）に掲載されている。墓誌蓋には「大唐故人張君之墓誌」とある。

【史料6】張狼墓誌

唐故帶州司馬張君墓誌銘

公諱狼，字玄靜，南陽白水人也。……祖，隋幽州錄事參軍，……父，皇朝渭州司馬，……（公）爲柳城縣人焉。……以功授上柱國，尋遷帶州司馬。……以乾封三（668）年十二月廿四日薨於私第。春秋四十五。以上元三（676）年八月七日遷於城西南五里之平原。禮也。……

墓誌に記述される本貫と、祖父および父の官職ともに契丹とは全く関係ない。ただ、張狼は「柳城県の人」とあり、「南陽白水人」を称するのは仮託の可能性がある。注目すべき点は、彼は何らかの功績をあげて上柱国を授けられた後、帶州司馬となっていることである。帶州は貞觀十（636）年に契丹の乙失革部落を置いた靺鞨州である⁽²³⁾。このことから、あるいは契丹人ではないかと推測できる。

(2) 楊律

楊律墓誌は、1972年に朝陽市珍珠岩廠で出土し、現在は朝陽市博物館が所

(23) 『旧唐書』卷39，地理志・河北道，p. 1524

帶州。貞觀十九年，於營州界内置，處契丹乙失革部落，隸營州都督。……孤竹（縣）。舊治營州界。州陷契丹後，寄治於昌平縣之清水店，爲州治。

『新唐書』卷43下，地理志・靺鞨州・河北道・契丹州，p. 1127.

帶州。貞觀十年以乙失革部落置。僑治昌平之清水店。縣一，孤竹。

蔵し、公開展示されている。墓誌蓋には「大唐故楊君墓誌之銘」と刻される。墓誌拓本写真は公刊されていないようだが、録文は『遼寧碑志』(p. 102)に載録されている。

【史料 7】楊律墓誌

唐故平遼府校尉上柱國楊君墓誌銘

公諱律，字肅容，其先弘農人也。後述職北遷避地柳城，故今爲帶州孤竹縣人焉。……境連邊陲，地接戎藩，因機制變，遂習武用，驍猛冠代，勇氣凌雲，雖懷壯夫之志，思願衣繡故鄉，仁不違親，貞不絕俗。常歎遼河之恃險，思參七萃之雄，拔拒橫行，庸勲頻著，授上柱國・平遼府校尉，勛勞日積，乃染沈疴，以龍朔元（661）年三月廿四日，卒于私第，春秋五十三。夫人昌黎孫氏，不幸早亡，……以垂拱元（685）年十月十三日合葬于威州城西北三里平原，禮也。……嗣子平遼府折衝素。

本墓誌の墓主である楊律は弘農の楊氏を称するが、明らかに契丹人である。彼自身は「帶州孤竹県の人」とであると述べている。帶州はすでに述べたように、貞觀十九（645）年に契丹の乙失革部落を置いた羈縻州で、孤竹はその下に置かれた県である。墓誌では、職に就いたため、柳城に移住し「帶州孤竹県の人」となったというが、これは逆であろう。楊律は功績によって上柱国の勲と平遼府校尉を授かっている。平遼府の具体的所在地は不明ながら、營州管内であることは間違いないだろう。さらに推測すれば、いずれかの契丹系羈縻州に置かれていたのではなかろうか。彼の息子の楊素は、平遼府の折衝都尉になっていて、父子間で軍府の職を世襲していることがうかがえる。

楊律墓誌の記載で興味深いのは、夫人の昌黎の孫氏との合葬の地を示すのに、「威州城西北三里平原」と記している。威州は先にも述べたように、『旧唐書』卷 39、地理志に「威州、武德二年、遼州総管を置き、燕支城より徙して營州城内に寄治す。……威化（県）、後に契丹、營州を陥すや乃ち南遷し、良郷県石窟堡に寄治し、威化県とす。州治なり」と見える。威州が幽州管内の良郷県に南遷するのは、李尽忠が「反乱」を起こした時であるから、万歳

通天元（696）年のことである。すなわちそれ以前の楊律の亡くなった垂拱元（685）年にはまだ營州城内に威州の州庁もあったとみなしてよい⁽²⁴⁾。楊律墓誌が埋葬地を記すのに、營州の西北と言わなかったのは、あるいは彼らの意識として威州があったのかもしれない。確かに楊律自身は帶州の人と称するが、埋葬の地は、夫人の昌黎の孫氏との合葬であった。この昌黎の孫氏の系譜は全く不明であるが、もし孫則や孫忠と同系統の孫氏であるとすれば、孫則は遼州総管府（威州）に置かれた契丹人であるから、楊律の夫人孫氏もそれと同一の可能性がある。とすれば、合葬地を記すのに、孫氏の本貫である威州を基準に記したとも理解できる。

（3）楊和

楊和墓は、朝陽市双塔区の南大街と文化路が交差するところの南大街西側に位置する唐代の磚室墓で、1998年10月にガス管工事中に発見された。そこから墓誌が出土した。墓誌蓋には「大唐故上柱國雲麾將軍楊君墓誌」と刻されるが、その位置は蓋の左端である。墓誌蓋のおよそ四分の三は銘文が刻されている。誌題は無い。墓誌の拓本写真と録文は『朝陽隋唐墓葬發現与研究』（pp. 189-191）に載録されている。本墓誌の所蔵はわからない。

【史料 8】楊和墓誌

君諱和，字同仁，長樂信都人也。其先南涼王楊難敵之後，種落繁戢，威振西戎。晉室東遷，錯居中國。曾祖盛，神武寇時，雄略不世。魏莊帝建義元（528）年，討爾朱榮有功，詔授殄寇將軍・冀州刺史。祖父元正，以方伯之子，門材富贍，特拔千牛備身。慕容偉季年，中州渚亂，隨馮跋北

(24) 營州管内に置かれた靺鞨州としての威州には、もう一つ突厥を置いたものが存在する。『新唐書』卷43下、靺鞨州・河北道・突厥州 [p. 1125] に、

瑞州，本威州，貞觀十年以烏突汗達干部落置，在營州之境。咸亨中更名。後僞治良郷之廣陽城，縣一，來遠。

とあるのがそれである。ただ、この突厥系靺鞨州の威州は咸亨年間（670-674）に瑞州と名を変えているので、楊律墓誌の作成された時期（685年前後）の威州は營州にあった契丹系靺鞨州を指すのに間違いはない。

移，世仕燕朝，襲封因官，遂家於此。……（公）起家朝清大夫・開府儀同三司，尋加銀青，俄轉金紫。武德六（623）年，平竇建德勲，詔授上柱國，加雲麾將軍。……以大唐永徽三（652）年四月十九日薨于私第，春秋八十有四。即以其月廿七日葬于黃龍城南二里之原。……長男姝，故。天姿美秀，文武兼閑，屢有戰功，官賞重疊。貞觀十三（639）年，詔授寧遠將軍・左武侯・帶方府果毅。……

楊和は永徽三（652）年に84歳で逝去しているので、569（北周・天和四／北齊・天統五年）年生まれである。楊和自身が契丹人であることを匂わす記述は、墓誌には見られないものの、その息子の姝は貞觀十三（639）年、すなわち楊和が71歳の時に帶方府果毅となっている。帶方府はすでに先に紹介したとおり、昌州に置かれた軍府である。このことから、楊和も契丹人であると推測できよう。

（4）王徳

王徳墓誌は、1989年に朝陽市重型機械工場で出土した。現在は朝陽市博物館が所蔵し、公開展示されている。拓本写真および録文は『朝陽隋唐墓葬発現与研究』（pp. 50-54）に載録される。墓誌蓋には「唐故上騎都尉王君墓誌銘并序」と刻される。

【史料9】王徳墓誌

唐故上騎都尉王君墓誌銘并序

公諱徳，字文經，其先太原人也。……祖度，隨檀州司戸。父靜，威化主簿。……（公）以功授上騎都尉。……以儀鳳三（678）年十一月十三日遘疾，終於私第。春秋七十有六。……夫人莊氏。……以儀鳳四（679）年二月九日葬於柳城西北五里之平原。（後略）

墓誌の記述から、父の王静が威化主簿の官職に就いていたことが分かる。威

化県とは、契丹の内稽部落を置いた威州（もと遼州）属下の県名である⁽²⁵⁾。このことから、あるいは王徳も契丹人の可能性を否定できないと思う。

（５）李輔翊および尼大光明

1995年に朝陽市の旧城南、現在の双塔区の珠光広場の東約500mにある養路費徴収所のオフィスビルの建築中に発見された唐代の墓から墨書銘文題記碑が出土した。この題記碑は、これまでの墓誌と異なり、制作年代も開元年間と下るが、契丹系靺鞨州の情報が含まれるので、ここに紹介する。この題記碑の発見に関する報告は、寇玉峰・于俊玉〔2005〕で見ることができ、その題記の内容もこの論文に引用されている。

【史料 10】墨書銘文題記碑

大唐開元十六（728）年四月十九日，平盧軍副使・昌州刺史李輔翊。
第二妹尼大光明殯於此營州城南四里，官道西壹佰參拾步。兄輔翊記。

この題記によれば、契丹の松漠部落を置いた昌州刺史が、開元年間の時には李姓を称する李輔翊であったことがわかる。ただし、この時の昌州はすでに幽州管内に移されている。題記には妹の尼大光明の情報も書かれ、それによれば彼女は營州に葬られたという。

(25) 『新唐書』巻43下、地理志・靺鞨州・河北道・契丹州, p. 1126.

威州。本遼州，武德二年以内稽部落置。……縣一，威化。

5. 契丹系羈縻州に関する一考察

以上、20世紀後半から21世紀の初めにかけて遼寧省朝陽市で発見された唐代墓誌9基と墨書銘文題記碑を紹介し、それらの墓主があるいは確実に契丹人であり、あるいは契丹人である可能性が非常に高いことが明らかになったと思う。これらの新出の墓誌から得られた情報を整理すると、以下の五点にまとめることができる。

- ①契丹系の羈縻府・州・県の長官以下の官職の実在が証明された。
- ②契丹系羈縻州の一部（昌州）に軍府（帶方府）が置かれ、契丹人がその軍職についていた。
- ③設置州が未確定の軍府（懷遠府・遼西府・平遼府）の存在を確認することができ、かつそれらの軍府において契丹人が折衝都尉・果毅都尉・別將・校尉に就いていることが判明した。これらの軍府も羈縻州に置かれた可能性がある。
- ④契丹系羈縻州間で、所属部落を超えた婚姻関係が見られる。
- ⑤契丹系羈縻州間で、所属部落以外の集団が置かれた別の羈縻州の官に就く契丹人の事例が確認できる。

まず①について、貞觀二十二（648）年に設置された松漠都督府には松漠都督府長史（孫則）と松漠都督府司馬（孫忠）という次官が置かれていた。また、羈縻州では、唐初の遼州惣管府に典籤と參軍（ともに孫則）、師州に刺史（高路）、帶州には司馬という次官（張狼）が置かれていた。さらに羈縻州が領した県では、北黎州の昌黎県令（孫則）、威州の威化県主簿（王靜）が実際に置かれていたことが明らかとなった。このうち、孫則、孫忠、高路、張狼は契丹人であることは上記の通りであり、契丹系羈縻州の役人に契丹人が配されていたことがわかる。そのことから推測すれば、王靜も契丹人であると考えていいのではなかろうか。

次に②および③の羈縻州における軍府の問題である。これについては、龍朔元（661）年に唐へ内属してきた「西域」諸国を十六都督府および八十の羈縻州に編成し、その地に百二十六の軍府を設置したことが新旧『唐書』地理

志に記載⁽²⁶⁾があるが、それ以外の地に関しては、新旧『唐書』地理志は何も語っていない。ところが唐代の墓誌群の発見により、上述のごとく玄州に昌利府、昌州に帶方府というように、河北の靺鞨州にも軍府が置かれていたことが、次第に明らかになってきていた。このうち、既知の帶方府については、本稿で紹介した「駱本墓誌」「楊和墓誌」によってその具体的情報がさらに加わった。そして、本稿では未知であった懷遠府、遼西府、平遼府という三つの軍府名をさらに加えることができたのである。

ただ、この三つの軍府が営州の管内にあったことは間違いのないと思うが、それぞれの軍府に対応する靺鞨州はわからない。しかし、懷遠府は孫則が左別將、後に折衝都尉となっており、また同族の孫忠は懷遠府校尉から司馬になっている。つまり懷遠府の軍職に孫氏が就任しており、このことからこの軍府は、孫氏が靺鞨せられた州—本稿では遼州（威州）と推測した—にあったと考えることができる。というのは、森部[2010]で明らかにしたように、契丹の曲婁部落を置いた玄州にあった昌利府の折衝都尉に、その靺鞨州（玄州）の刺史一族、すなわち部落の首領の血を引く李永定が就いており、ある靺鞨州におかれた契丹人が、その靺鞨州内に置かれた軍府の職に就くという事例があるからである。

同じように遼西府は駱英が左果毅都尉、駱弘が折衝（都尉）、そしてその息子の駱本も折衝都尉になっているので、駱氏が置かれた靺鞨州（州名は未確定）にあったのだろう。

平遼府については、帶州の契丹人である楊律が平遼府校尉であり、その息子の楊素が平遼府折衝になっていることから、帶州に置かれていたと推測できる。

次に④の靺鞨州間の婚姻関係である。駱本の夫人は帶方府折衝都尉孫某の娘である。上述のように、駱本の家柄は「本蕃首領」と墓誌に記されるように、ある契丹部落の首領であり、そのことから某靺鞨州の刺史クラスの人物であったのだろう。駱本自身は刺史の任には就いていなかったものの、軍府

(26) 『旧唐書』巻40、地理志・隴右道, p. 1649; 『新唐書』巻43下、地理志・靺鞨州・隴右道, p. 1135.

の長である遼西府折衝都尉を務めていることから、その家格がうかがわれる。その駱本の夫人が昌黎の孫氏であり、その父が帶方府折衝都尉の職にあった。帶方府は昌州にあった軍府であり、昌州は契丹の松漠部を置いた羈縻州である。そして、父が折衝都尉という軍府の長に就いていることから、昌州の松漠部の首領は孫姓であった可能性が高い。駱氏の羈縻州は不明であるが、少なくとも駱氏も羈縻州刺史クラスであることを考えれば、昌州以外の羈縻州に属したこととなり、駱本と夫人孫氏は異なる羈縻州・部落間で婚姻関係を結んだものと推測できる。

もう一つの興味深い事例は、高英淑（643～691）である。高英淑は師州刺史の高路の娘で、師州は契丹を置いた羈縻州である。高英淑の配偶者は「游騎將軍・左金吾衛遼西府折衝都尉」とのみ記され、姓名は不明である。ただ手がかりはある。彼が「遼西府折衝都尉」の職にあることである。上述のように、遼西府の軍職は、駱英が左果毅都尉、駱弘が折衝都尉、駱本も折衝都尉に就いており、かつ折衝都尉の職は駱弘から駱本へ世襲されている。とすれば、高英淑の夫が駱氏であることは、ほぼ間違いない。

さらに高英淑は天授二（691）年に49歳で亡くなっているから、貞観十七（643）年生まれということになる。ちなみに駱本は調露二（680）年十月二十五日に42歳で亡くなっているから639年生まれであり、高英淑の配偶者として年齢は適当である。ただし、駱本には、墓誌によれば昌黎の孫氏夫人がいるので、あるいは駱本の次に遼西府折衝都尉に就いた駱某が高英淑の配偶者だったと推測できる。

いずれにしても、師州の高氏の部落と某羈縻州の駱氏の部落の間で婚姻関係が結ばれていたことが分かるのである。

最後に⑤の問題についてみておこう。筆者の狭小なイメージでは、羈縻府州というのは、ある一つのエスニック集団を置いたもので、その首領が都督あるいは刺史となり、以下、その属官も同一集団の者があてられるものだと思っていた。しかし、本稿で紹介した契丹系羈縻府州は、そのイメージを覆すものであった。もっとも顕著な事例が、松漠都督府長史となった孫則と、同じく松漠都督府司馬になった孫忠である。この孫一族は、明らかに大賀氏

窟哥とは別系統の孫敖曹の集団に属する者たちである。

松漠都督府は、おそらく7世紀にあつては、大賀氏の窟哥を大首領とする契丹の中核的連合集団を靺鞨するものであつた。そのため、州より規模の大きい都督府を設置し、その下に八つの靺鞨州を設けたのである。そして、その規模の大きさなどの事情から、松漠都督府の府庁そのものは営州城内に置かれたものの、窟哥およびその属下の契丹集団は、もとの生活空間であるシラムレン川流域に住み続けたのだろう。

それに対し、松漠都督府以前に設置されたほかの契丹系靺鞨州のうち、遼州(威州)が治所を営州城内に置いたほか、遼州(威州)、昌州、師州、帶州、玄州は、おおむね営州管内にあつた廃墟となっていた鎮や戍に僑治されている。もちろん、それらの鎮や戍に契丹人が住んでいたのではなく、その靺鞨州の州庁が置かれ、その付近で彼ら本来の遊牧生活を送っていたのだろう。ただし、それは元の故地ではなく、営州城に比較的近い場所だつたと思われる。史料で「城傍」というのは、このような状態を指すのだろう。そして、現在確認できる史料からすると、この後者の靺鞨州群に軍府が置かれており、松漠都督府系統の靺鞨府州とそれ以外の靺鞨州との間には区別があつたように思われる。それは、名称にも現れており、松漠都督府下の靺鞨州が二字であるのに対し、それ以外の靺鞨州はおおむね一字の名称である⁽²⁷⁾。

すなわち、松漠都督府という契丹の大集団を靺鞨した役所の次官に、唐朝から見ると、より古くから唐朝に帰属していた契丹人を配していることになる。これは、唐朝の靺鞨支配の一側面を垣間見るようで、興味深い事実である。

(27) 譚其驤 [1990] は、靺鞨州を、唐へ帰順した種族・部族の原住地に置いたもの(松漠都督府など)と、唐の内地に置いたもの(威州、昌州など)に分ける視点を提示した。また石見清裕 [1995] も、唐令の規定を分析する中、靺鞨州を内地靺鞨州と外地靺鞨州とに区別する視角を示している。近年、任愛君 [2008] は、契丹の靺鞨州を分析し、唐へ部落ごと帰順し、営州付近に置かれたものを「入内僑置靺鞨州」と呼び、部落の原住地にそのまま置いたものを「部落靺鞨州」と呼んでいる。ただ、任愛君は、譚や石見論文を、参照していないのか、両者の視点に全くふれていない。

ただ、後に則天武後の万歳通天元（696）年に契丹が反乱を起こした時、その乱の主導者は松漠都督の李尽忠と帰誠州刺史の孫万荣であった。李尽忠は孫万荣の妹の配偶者である。また、孫万荣は、唐初に帰順した孫敖曹の曾孫という。すなわち、大賀氏窟哥とは別系統で、松漠都督府の次官となった孫則や孫忠と同族である。それが、7世紀の終わりになると、この両契丹集団は婚姻を通じて連合体を形成していったのである。

おわりに

以上、遼寧省朝陽市で20世紀後半から21世紀初めに発見された契丹人の墓誌を概括的に紹介しつつ、696年に李尽忠・孫万荣が唐朝に対し反乱を起こすまでの営州管内にあった契丹系羈縻州について分析を加えた。筆者の考えでは、7世紀の契丹は大賀氏を中心とする比較的大きな契丹大集団と、それ以外の中小の集団とが個々に存在しており、後者の集団が唐朝へ先に帰順し、営州城近辺へ移住してきてそこに僑置され、一方、比較遅れて帰順した前者の大集団はシラムレン川流域にそのまま居住し、松漠都督府として羈縻支配下に入った。後者の中小契丹集団は、羈縻支配下に入った後、異なる集団（部落）間で通婚している事例がみられる。また、これらの羈縻州には軍府が置かれ、唐の高句麗遠征に際しては、この軍府が行軍の構成に機能したと考えられる。また、唐朝は、松漠都督府の設置にあたり、大賀氏系統とは異なる孫敖曹系統の契丹人を都督府次官として任命した。これは、松漠都督府の新来の契丹人を、隋以来、中原王朝に帰していた契丹人に「監視」させる役目を持っていたのかもしれない。ただし、この唐の目論見ははずれ、やがてこの二つの集団は婚姻関係を結んでつながり、696年の「反乱」につながっていくのである。

史料・文献一覧

1. 史料

『旧唐書』／『新唐書』／『遼史』／『資治通鑑』（いずれも中華書局）

2. 文献（abc 順）

- 程尼娜 2002：「論唐代中央政權对契丹・奚人地区的靺鞨統治」『吉林大学社会科学学報』2002-6, pp. 76-82.
- 寇玉峰・于俊玉 2005：「遼寧朝陽養路費徵稽处北魏唐代墓葬」『边疆考古研究』第3輯, 科学出版社, pp. 311-325.
- 石見清裕 1995：「唐の内附異民族対象規定をめぐって」堀敏一先生古稀記念論集『中国古代の国家と民衆』, 汲古書院, pp. 409-430；再録, 石見清裕『唐の北方問題と國際秩序』, 汲古書院, 1998, pp. 148-175.
- 李曉明 2013：「試論唐前期東北的契丹蕃將」『黑竜江史志』2013-22（総第311期）, pp. 43-45.
- 劉統 1998：『唐代靺鞨府州研究』, 西安, 西北大学出版社.
- 劉治川・肖忠純 2014：「論唐朝对契丹的政策」『赤峰学院学報（漢文哲学社会科学版）』35-9, pp. 8-10.
- 孟憲君 1987：「浅談契丹与唐王朝的關係」『昭烏達蒙族師專学報（哲学社会科学版）』1987-2, pp. 49-55.
- 森部豊 2010：『ソグド人の東方活動と東ユーラシア世界の歴史的展開』, 関西大学出版部.
- 岡本優紀 2015：「4～9世紀の契丹に関する研究の現状と課題」『史泉』121, pp. 14-26.
- 任愛君 2008：「唐代契丹靺鞨制度与“幽州契丹”的形成」『中国边疆史地研究』18-1, pp. 8-17.
- 2013：「松漠諸部の離合与契丹名号在草原的伝播」『赤峰学院学報（漢文哲学社会科学版）』34-6, pp. 1-6.
- 譚其驤 1990：「唐代靺鞨州述論」『紀念顧頡剛學術論文集』（上・下）, 成都, 巴蜀書社, pp. 555-569；再録『長水集統編』, 北京, 人民出版社, 1994, pp. 133-155.
- 王成国 2004：「論唐代契丹」『社会科学戦線』2004-2, pp. 163-167.
- 周加勝 2007：「試論唐朝在契丹族地区設立的府州」『黑竜江民族双刊』2007-4, pp. 89-92.

（付記）本稿は文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」によって関西大学東西学術研究所内に設立された「アジア文化研究センター」（平成23年～平成27年）における研究成果の一部である。